

平成十八年政令第六十二号

独立行政法人国立美術館法施行令

内閣は、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）第五条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 独立行政法人国立美術館法（以下「法」という。）第五条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 一人
 - 二 文部科学省の職員 一人
 - 三 独立行政法人国立美術館の役員 一人
 - 四 学識経験のある者 二人
- 2 第五条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。
- 3 第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、文化庁企画調整課において処理する。

附 則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月二十六日政令第五九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年九月二十七日政令第二六六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年十月一日から施行する。